●オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用に関する検討委員会設置要綱

（令和２年１１月２６日
日本学術会議第304回幹事会決定）

（設置）

第１ 日本学術会議会則第１６条第１項に基づく課題別委員会として、オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第２ 委員会は、学術の成果をできる限りオープン化し広く共有することにより研究の進展を加速化すること、および学術的知見の導出の拠り所となる研究データをオープン化により研究成果の再現性を高めること等を目的とし、国際的な情勢を踏まえてデータ基盤の構築並びにその利活用を検討する。学術の新しいあり方を見定めつつ、データの運用を支えるプラットフォームとルール作りを分野横断的に展開し、データ基盤を実装するための具体的な進め方を深める。

（組織）

第３ 委員会は、２５名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（分科会）

第４ 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構　成	設置期限
オープンサイエンス企画分科会	１．研究機関等において必要となる研究データ管理のための課題の整理と具体的方策 ２．各分野の多様性を踏まえ、今後のデータ駆動型科学の振興のために考慮すべき事項 ３．小委員会での審議結果を踏まえた、親委員会での審議内容の整理・調整 に関すること	10 名以内の会員又は連携会員	設置期間：令和４年４月 18 日～令和５年９月 30 日
オープンサイエンス・データ利活用推進小委員会	１．研究機関等において必要となる研究データ管理のための課題の整理と具体的方策 ２．各分野の多様性を踏まえ、今後のデータ駆動型科学の振興のために考慮すべき事項 に関すること	20 名以内の会員又は連携会員若しくは会員又は連携会員以外の者	設置期間：令和４年４月 18 日～令和５年９月 30 日

（設置期限）
第５　委員会は、令和５年９月３０日まで置かれるものとする。

（庶務）
第６　委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）
第７　この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則
この決定は、決定の日から施行する。

附　則（令和３年１月２８日日本学術会議第３０７回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附　則（令和４年４月１８日日本学術会議第３２５回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。